

京都就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム
設置要領

1 趣旨

「就職氷河期世代支援に関する新行動計画 2023」（令和4年12月27日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定。以下「行動計画」という。）に基づき、府内の関係機関を構成員として、府内の就職氷河期世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「京都就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム（以下「京都PF」という。）」を、令和4年度までの「第一ステージ」に続き、令和5年度からの「第二ステージ」においても設置する。

2 構成員

別紙に掲げる機関・団体で構成する。

なお、必要に応じ、福祉から就労まで一貫通の支援策を検討・実施するための分科会を設置し、その構成団体、その他の関係団体等からのヒアリングを実施する場合がある。

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

(1) 行政機関

① 京都労働局（職業安定部）

- ・ 京都PFとりまとめ事務局（主担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・ 実施事業の進捗管理（主担当）
- ・ 各種支援策の周知、広報、実施

② 京都府

- ・ 京都PFとりまとめ事務局（副担当）
- ・ 市町村プラットフォーム（以下「市町村PF」という。）との連絡調整（主担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・ 実施事業の進捗管理（副担当）
- ・ 各種支援策の周知、広報、実施

③ 京都市

- ・ 京都PFとりまとめ事務局（副担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・ 実施事業の進捗管理（副担当）
- ・ 各種支援策の周知、広報、実施

④ 就労支援機関

((独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部・京都府社会福祉協議

会・地域若者サポートステーション)

- ・職業訓練の充実
- ・職業的自立に向けた支援
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・京都PFとりまとめ事務局への政策提案
- ・各種支援策の周知、広報

(2) 経済団体、労働団体

- ・就職氷河期世代の積極採用や正社員化の促進支援、行政支援策等の周知
- ・京都PFとりまとめ事務局への政策提案
- ・各種支援策の周知、広報

4 京都PFにおける取組事項

京都PFにおいては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。なお、①、②の対象者数については、厚生労働省から示された「都道府県別・就職氷河期活躍支援プログラム対象者数推計表」を参考にすることとする。

① 不安定な就労状態にある者

- ・正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている者
- ・前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

② 長期にわたり無業の状態にある者

- ・就業も就職活動も行っていない者のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している者

③ 社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）

- ・ひきこもりの状態にある者、生活困窮に陥っている者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者

(2) KPI（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

① KPIは適切なものを検討のうえ、設定する。

② KPIを達成するため、事業実施計画を策定する。

③ 計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

なお、詳細については厚生労働省から示された参考値を踏まえて策定することとする。

また、支援プランは、就職の実現だけでなく、多様な社会参加の実現を目指すものであり、京都PFは、「(1) 支援対象者の把握」に示す3種類のうち、社会参加に向けた支援を必要とする者については、個々人の状況に応じて息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら市町村PFの取組を支援する。

(3) 機運醸成及び行政支援策の周知

不安定な就労状態等にある就職氷河期世代の活躍を支援できるよう京都府内の機運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境を作る。

また、就職氷河期世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図る。

(4) 市町村PFとの連携

京都PFは、市町村PFの事務局を所管する福祉担当と連絡調整を図り、市町村PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・府レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・府を越えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、市町村PFの好事例の周知等、必要な情報提供を行う。

5 京都PFの会議運営

(1) 京都PF会議に座長を置き、京都労働局職業安定部職業安定課長をもって充てる。なお、座長は会務を総理し、会議の議事を運営する。

(2) 4の協議を行うため、原則年2回以上協議の場を設けることとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

6 秘密の保持

京都PFの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則 この要領は令和2年8月7日から施行する。

附則 この要領は令和5年7月13日から施行する。

別紙

(1) 行政側

京都労働局

京都府

京都市

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

地域若者サポートステーション（京都・京都南・北京都）

(2) 経済団体

京都府商工会議所連合会・京都商工会議所

京都府商工会連合会

京都府中小企業団体連合会

一般社団法人 京都経営者協会

一般社団法人 京都経済同友会

公益社団法人 京都工業会

(3) 労働団体

日本労働組合総連合会・京都府連合会（連合京都）